

関西広域連合災害廃棄物広域処理に係る専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の被災地の早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を適正かつ速やかに処理することが喫緊の課題である。このため、関西広域連合として災害廃棄物の広域処理に係る統一的な考え方を策定するに当たって、放射線の人体や環境への影響及び埋立処理について検討することを目的として、有識者による「関西広域連合災害廃棄物広域処理に係る専門家会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 関西広域連合構成府県における災害廃棄物広域処理に係る基本的な事項
- (2) その他、災害廃棄物広域処理における放射線による影響に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、学識経験を有するものから、関西広域連合長が委嘱する委員6名により構成する。

- 2 会議には、委員の互選によって選任される座長を置く。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長が認めた場合は、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において公開しないことを決したときはこの限りでない。

(事務局)

第5条 会議の事務を処理するため、関西広域連合本部事務局企画課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月13日から施行する。